

学芸員課程

I. 学芸員資格	172
1) 博物館と学芸員	
2) 学芸員資格取得の条件	
II. 学芸員課程履修科目	173
A. 必修科目	
1) 必修科目	
2) 履修上の注意	
3) 「博物館実習Ⅰ～Ⅲ」の履修	
B. 選択科目	
1) 選択科目	
2) 履修上の注意	
III. 学芸員課程の説明会	175
A. 学芸員課程の登録	
B. 「博物館実習Ⅰ～Ⅲ」の履修方法について	
C. 学芸員資格証明書の交付	

I 学芸員資格

1) 博物館と学芸員

博物館とは、博物館法第2条の定義によれば、「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」であり、美術館、資料館、郷土館、動物園、水族館等も含んでいる。

このような「博物館」は、博物館相当施設まで加えると国公立あわせて全国に1,000以上あり、図書館や公民館などとともに社会教育上欠かせない施設となっており、また、我が国の学術や文化の向上発展にも重要な役割を果たしている。

「学芸員」とは、これらの博物館・美術館等に勤務し、博物館資料の収集や保管・展示、および調査研究、さらにはそれらに関連する事業を担当する専門職員のことである。

博物館には、博物館法第4条3項、および4項に規定されている「学芸員」を置くことが義務付けられている。

博物館に学芸員として勤務するためには、学芸員の資格が必要である。

学芸員資格を取得するには、文部科学省の行なう試験に合格するという方法もあるが、大学における学芸員の養成課程を履修して取得する方法が一般的である。

本学では、正規の授業を受講しながら、同時に学芸員課程として規定されている単位を修得すれば、学芸員の資格も取得出来るように、学芸員課程を設置している。

2) 学芸員資格取得の条件

本学では、博物館法第5条1項の規定に従い、その養成を目的として次項の第1表（必修科目）および第2表（選択科目）に示す授業科目を開設している。

学芸員となる資格を取得するにあたっては、必要な登録手続きを行い、学芸員課程として規定されている単位数を修得し、学士の学位を取得することが条件となっている。

Ⅱ

学芸員課程履修科目

A 必修科目

1) 必修科目

第1表右欄の「博物館法施行規則に基づく本学での開設科目」に従い、18単位を修得すること。

第1表 必修科目

博物館法施行規則に基づく科目		博物館法施行規則に基づく本学での開設科目			
科目名	単位数	授業科目名	単位数	学年配当	備考
生涯学習概論	1	生涯学習概論	2	2年	半期終了科目
博物館概論	2	博物館概論	2	2年	半期終了科目
博物館経営論	1	博物館学各論	4	3年	
博物館資料論	2				
博物館情報論	1				
博物館実習	3	博物館実習Ⅰ(美術史)	2	3年	2科目4単位を必修とする
		博物館実習Ⅱ(民俗学)	2		
		博物館実習Ⅲ(考古学)	2		
視聴覚教育メディア論	1	視聴覚教育メディア論	2	2年	半期終了科目
教育学概論	1	教育原論	4	1年	

2) 履修上の注意

第1表に示す必修科目は、進級および卒業に必要な単位数には算入されない。
 なお、2年次以降の配当科目については、学芸員課程登録の手続きをした者のみが履修できる。

3) 「博物館実習Ⅰ～Ⅲ」の履修

- ① 法定基準にある「博物館実習」について本学では、美術史、民俗学、考古学の3分野にわたって開設する。その中から異なる分野について2科目4単位を修得すること。
- ② この科目は、美術館や博物館等での実習を含む授業であり、担当教員等の引率による実地研修があるため、履修者数に定員を設けWeb予備申請を必要とする。詳しくは、【Ⅲ-B「博物館実習Ⅰ～Ⅲ」の履修方法について】を参照のこと。
- ③ 「博物館実習Ⅰ～Ⅲ」を履修するにあたっては、前年度までに「教育原論」、「生涯学習概論」、「博物館概論」、「視聴覚教育メディア論」の単位を修得しておくことが望ましい。

1) 選択科目

第2表に示す法定基準系列(A~D)から2系列以上にわたって8単位(ひとつの系列について最低4単位)以上を修得すること。

第2表 選択科目

法定基準		本学基準				
系列	単位数	授業科目名	単位数	学年配当	備考	
A	文化史	4	文化史概論Ⅰ	4	1年	
			文化史概論Ⅱ	4	1年	
			文化史概論Ⅲ	4	1年	
			日本文化史	4	2年	
			東洋文化史	4	2年	
			西洋文化史	4	2年	
			文化史特殊講義Ⅰ	4	2年	
			文化史特殊講義Ⅱ	4	2年	
			文化史特殊講義Ⅲ	4	2年	
B	美術史	4	美術史入門	4	1年	
			美術史一般講義Ⅰ	4	2年	
			美術史一般講義Ⅱ	4	2年	
			美術史一般講義Ⅲ	4	2年	
			美術史特殊講義Ⅰ	2	2年	
			美術史特殊講義Ⅱ	2	2年	
			美術史特殊講義Ⅲ	2	2年	
			美術史特殊講義Ⅳ	2	2年	
			美術史特殊講義Ⅴ	2	2年	
C	考古学	4	考古学	4	2年	
D	民俗学	4	民俗学特殊講義Ⅰ	4	2年	
			民俗学特殊講義Ⅱ	4	2年	
			民俗学特殊講義Ⅲ	4	2年	

2) 履修上の注意

第2表の科目は、各自の所属する学科および科目を開設する学科の履修規定に従い、進級および卒業に必要な単位数に算入される。

また、教職課程における教科に関する科目と重複している場合、双方の課程における必要単位数に算入される。

Ⅲ

学芸員課程の説明会

A 学芸員課程の登録

学芸員資格取得のために学芸員課程関連科目の履修を希望する学生は、下記日程で開催される学芸員課程登録説明会に出席し、指示に従って登録手続きを完了させなければならない。また、現職の学芸員から博物館学芸員としての心構えや現状と将来などについての講演が行われるので、課程登録希望者は、筆記具・学生証を持参のうえ、必ず出席すること。

日 時 2010年4月1日(木) 15:00

場 所 321教室

対 象 文芸学部2年次

(注) 来年度の登録説明会は、2011年4月上旬に行う予定である。
日程等については、2010年12月に掲示等にて連絡する。

〈博物館学芸員課程費〉

登録費として15,000円を所定の期間に納付しなければならない(この手続き方法等についても当日説明を行う)。一度納付した登録費は、いかなる事情があっても返還しない。また、課程登録後、やむを得ず辞退する場合は、必ず教務部学務課まで申し出ること。

B 「博物館実習Ⅰ～Ⅲ」の履修方法について

2007年度から「博物館実習Ⅰ～Ⅲ」が、Web予備申請を必要とする科目になった。についてはCampus Square for Web上にて予備申請期間中に申請の入力をする必要があるので十分注意すること。

予備申請期間 2010年4月5日(月) 9:00～4月9日(金) 18:00

定 員 各科目とも原則として、40名(応募者多数の場合は自動抽選となる。
※卒業年次生を優先することになる。)

対 象 ①文芸学部3年次 ②文学研究科2年次

第3表 博物館実習科目

授 業 科 目	担 当 者	開 講 曜 限
博物館実習Ⅰ(美術史)	新 畑 泰 秀	月3
	野 地 耕一郎	月4
博物館実習Ⅱ(民俗学)	鈴 木 通 大	月4
	小 島 孝 夫	火4
博物館実習Ⅲ(考古学)	井 上 洋 一	金2
		金3

注意事項 ①申請科目については最大2科目まで申請ができる。すでに1科目修得している場合には1科目のみ申請できる。

②「美術史」・「民俗学」・「考古学」の3系列のうちから最大2系列が選択できる。同系列から2科目を選択することはできない。

C 学芸員資格証明書の交付

本課程に登録し、所定の単位を修得(修得見込みを含む)した卒業年次生(大学院の場合は修了年次生)は、単位認定の審査をうけることとなる。

審査の結果、単位認定がなされた者は、卒業確定者発表の際、その旨を掲示し、卒業式当日に教務部学務課で標記証明書を交付する。